

院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル(第3版)

黒部市民病院

当院の院外処方せんにおいて、以下の項目については調剤前の疑義照会を省略し、患者に十分な説明を行い同意を得たうえで、変更調剤を行ってもよいこととする。

また、本プロトコルは、当院と保険薬局による合意書の締結をもって実施する。

(1) 残薬確認に伴う減数調剤

薬剤師により薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合、投与日数を減じて調剤できるものとする(外用剤の本数変更も含む)。

- ◆ 残薬の持ち込みによる確認、あるいは患者への聞き取りを十分に行った上で減数調剤を行う
- ◆ **医療用麻薬、抗がん剤に関するものは除く**
- ◆ 処方せんに「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」において「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は除く
- ◆ **全削除は不可**
保険診療上の不都合が生じる場合があるため、1日以上投与日数とすること
- ◆ 処方薬の追加、投与日数延長については疑義照会に対応する

(2) 内用薬において別規格製剤がある場合の規格の変更

コメントに「変更不可」の指示がある処方を除いて、安定性、利便性の向上のための規格の変更調剤ができるものとする。

例 : 5mg錠 1回 2錠 → 10mg錠 1回1錠
10mg錠 1回 0.5錠 → 5mg錠 1回1錠
50µg錠 1回 1.25錠 → 50µg錠 1回1錠 + 25µg錠 1回 0.5錠

(3) 週1回、月1回製剤の処方日数の適正化

ビスホスホネート製剤等の週1回あるいは月1回製剤が、**連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合(処方間違いが明確な場合)**

- ◆ **全削除は不可**

例：他の処方薬が7日処方の場合

フォサマック錠 35 mg(週1回製剤)1錠 1日1回 起床時7日分 → 1日分

(4) 「1日おき服用」および「曜日指定服用」の処方日数の適正化

「1日おき服用」および「曜日指定服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方と同一日数で処方されている場合(処方間違いが明確な場合)

- ◆ 他の処方の処方日数が割り切れない場合は、次回受診日を確認し薬が不足しないようにすること
- ◆ **全削除は不可**
- ◆ 判断に悩む場合は拡大解釈せず、必ず疑義照会を行うこと

例1：「1日おき服用」他の処方薬が30日処方の場合

ラシックス錠 20 mg 1錠 1日1回 朝食後 隔日 30日分 → 15日分

例2：「曜日指定服用」他の処方薬が28日処方の場合

バクタ配合錠 1錠 1日1回 朝食後 月・水・金曜日に服用 28日分 → 12日分

(5) 経腸栄養剤のフレーバーの変更

味の付いている経腸栄養剤で、患者が味の変更を希望した場合

例：エンシュア・リキッド(コーヒー味) → エンシュア・リキッド(バニラ味)

(6) 剤形変更(麻薬を除く)

同グループ内での剤形変更可

ア. 錠剤(普通錠)、錠剤(口腔内崩壊錠)、カプセル剤、丸剤

イ. 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤(内服用固形剤として調剤する場合に限る)

ウ. 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤(内服用液剤として調剤する場合に限る)

- ◆ 適応や用法、用量(分量)が同一であること
- ◆ 変更不可欄にチェックが入っている場合は不可
- ◆ 安定性、溶解性、体内動態、服薬状況を考慮のこと
- ◆ 患者に説明(変更理由、価格等)後、同意を得て変更すること

例：シングレア錠 10mg ⇔ シングレア OD 錠 10 mg

例：カルボシステイン DS 50%「タカタ」⇒カルボシステイン細粒 50%

(7) 同一成分の銘柄変更(麻薬を除く)

後発品⇒先発品

先発品⇒先発品

局方品

基礎的医薬品

- ◆ 適応や用法、用量(成分量)が同一であること
- ◆ 変更不可欄にチェックが入っている場合は不可
- ◆ 患者に説明(変更理由、価格等)後、同意を得て変更すること

例 : 後発品⇒先発品 ロキソプロフェン Na テープ「ユートク」⇒ロキソニンテープ
例 : 先発品⇒先発品 ベネット錠⇒アクトネル錠
例 : 局方品⇒局方品 プレドニゾロン錠 5mg「タケダ」⇒プレドニゾロン錠 5 mg「NP」
例 : 局方品⇒局方品 白色ワセリン「ヨシダ」⇒白色ワセリン「マルイシ」 変更不可 ✖ プロペト⇒白色ワセリン

(8) 漢方薬の用法変更

食後から食前または食間への変更可

- ◆ ただし、食後の服用も可能である旨を指導する
- ◆ 薬歴や患者面談上、食後投与が妥当と判断された場合は食後服用可とする

例 : ツムラ大建中湯エキス顆粒 毎食後⇒毎食前(もしくは食間)

【運用】

- ・保険薬局はプロトコルに基づいて変更調剤を行った場合、疑義照会簡素化プロトコルに基づく調剤報告書②に変更内容を記載し、当院薬剤科にFAXにて報告する。
- ・FAXを受け取った黒部市民病院は、その内容を電子カルテに記録する。

●医療用医薬品の供給不足による変更調剤の報告について

「現下の医療用医薬品の供給状況における変更調剤の取扱いについて」令和6年3月15日の事務連絡に従い、変更調剤を行ってください。

変更内容を「服薬情報提供書⑥」にてFAXしてください。

2020年3月 第1版

2022年4月 第2版(3)、(4)、(5)追加

2026年2月 第3版(6)、(7)、(8)追加